

家族介護者（ケアラー）向け講座 「体感して学ぶ、介護のコツ」

実演を交えながら、移動、移乗や排泄のケアなど、自宅での介護のコツをお伝えします。
期 9月3日(日)午後1時30分～2時30分
所 ぶちぼあん（入間町3-22-5）
対 市内在住の家族介護者など
講 調布ゆうあい福祉公社職員（介護福祉士）
定 申し込み順5人
費 無料
他 個別の相談可
申 電話で調布ゆうあい福祉公社 ☎481-7711

10の筋力トレーニング おさらい会

期 9月11日(月)
時 午後1時45分～2時15分（初級）、
2時25分～3時（中級）、3時10分～3時30分（上級）
所 染地ふれあいの家
対 65歳以上で要介護の認定を受けていない市民※医師から運動制限を受けている方は医師に相談の上参加
講 リハビリ専門職
定 申し込み順25人
費 無料
申 8月7日(月)から電話で高齢者支援室 ☎481-7150

障害年金・個別相談会

期 9月15日(金)
時 午前9時30分～、10時30分～、11時30分～
所 総合福祉センター4階
対 市内在住の障害や疾患のある方と家族、支援者（障害年金受給の有無は不問）
内 社会保険労務士による、障害年金の受給資格や申請方法などの個別相談（1人50分程度）
定 各回3人（初めての方優先、相談2回まで）
費 無料
申 8月21日(月)～9月8日(金)に電話またはFAXでドルチェ ☎490-6675・☎444-6606 （社会福祉協議会）

暮らしの情報

安全・安心なまちづくり

防災行政無線を用いた 全国一斉の情報伝達訓練

緊急情報を確実に伝えるため、全国瞬時警報システム「Jアラート」を活用した情報伝達訓練を実施。
期 8月23日(火)午前11時～
内 上りチャイム+「これは、Jアラートのテストです。」×3回+「こちらは、ぼうさい調布です。」+下りチャイム
申 総合防災安全課 ☎481-7346

税金・保険・年金

市民課・納税課の休日窓口

期 8月12日(土)・27日(日)、9月9日(土)
時 午前9時～午後1時
所 市民課（市役所2階・市役所1階101会議室）☎481-7041～5
納税課（市役所3階）☎481-7214～20

戸籍のオンライン申請を開始

8月1日から、マイナンバーカードとスマートフォンで、最新の戸籍・附票をオンラインで請求できるようになりました。
他 請求には署名用電子証明書搭載のマイナンバーカードと専用のアプリが必要。詳細は市HP参照
申 市民課 ☎481-7041～3

住まい・街づくり・環境

調布都市計画生産緑地地区変更案の縦覧

告示日／8月8日(火)
縦覧期間／8月8日(火)～22日(火)（平日のみ）
所 都市計画課（市役所7階）、市HP
意見書提出方法・申 住所、氏名、電話番号、都市計画案の名称、意見を明記し、8月22日(火)（必着）までに〒182-8511市役所都市計画課 ☎481-7453へ郵送または持参

調布駅前広場整備工事・ 調布駅前広場南側上屋工事の実施

工事期間中はご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。
期 調布駅前広場整備工事：8月中旬～令和8年3月
調布駅前広場南側上屋工事：11月～令和7年3月（いずれも予定）
時 昼間：午前9時～午後6時
夜間：午後9時～翌午前6時
申 街づくり事業課 ☎481-7417



8月都営住宅入居者募集

入居資格／都内に居住している、住宅に困っている、所得が定められた基準に該当するなど。これに加え、ポイント方式は高齢者・障害者など、単身者向けは60歳以上、シルバーピアは65歳以上など
募集する都営住宅の種類／Aポイント方式による募集（家族向けのみ）①ひとり親世帯向②高齢者世帯向③心身障害者世帯向④多子世帯向⑤特に所得の低い一般世帯向⑥車いす使用者世帯向⑦単身者向・車いす使用者向・シルバーピア（居室内で病死などがあつた住宅などを含む）
募集案内・申込書の配布／
期 8月9日(火)まで
時・所 ①平日午前8時30分～午後5時15分・総合案内所（市役所2階）、住宅課（市役所7階）、神代出張所、市民プラザあくろす3階（午後5時まで）、市内各地域包括支援センター（営業時間内）
②配布期間の開庁時間以外・庁舎管理員室前（市役所1階）
期 8月16日(火)（必着）までに郵送で渋谷郵便局※④は同日午後6時までに東京都住宅供給公社都営募集センター、または都営住宅入居者募集サイトで申し込み
申 募集内容／JKK東京都営住宅募集センター（平日のみ）
8月16日(火)まで ☎0570-010-810
上記以外の期間 ☎03-3498-8894
配布／住宅課 ☎481-7141

ご確認ください 介護保険サービス利用料軽減など

高齢者支援室 ☎481-7321

介護保険サービスの利用には、介護費用の1～3割の利用料（自己負担額）がかかるほか、施設などを利用する場合には、利用料のほかに食費・居住費などがかかります。所得などに応じた軽減措置などがあるため、詳細は市HPを参照するかお問い合わせください。

生計が困難な方に対する利用料の軽減

条件を全て満たす方は、利用料・食費・居住費（滞在費）の負担を軽減します。
対象サービス／訪問介護、通所介護、介護福祉施設サービスなど（軽減事業を実施している事業者のサービスのみ）

介護施設での食費・居住費（滞在費）の軽減

市民税が非課税の世帯で条件を満たす場合、利用者負担段階（収入などにより設定）に応じた負担限度額を設け、負担を軽減します。ただし、市民税課税者がいる世帯でも、条件を満たす場合は負担を軽減します。

高額介護サービス費の支給

1カ月の介護サービスの1～3割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合、申請すると超えた金額をおおむね3カ月後に支給します。

高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の2つの制度で、「高額療養費」と「高額介護サービス費」の両方の制度を適用してもなお残る自己負担額の1年間の合計額が一定の上限額を超えた場合、申請すると超えた金額をそれぞれの保険から支給します。

家族介護慰労金の支給

市内で生計を同じくしていて、「要介護4・5」の認定を1年以上継続して受け、その期間中に介護保険サービス（1週間程度のショートステイの利用を除く）を利用しなかった方を家庭で1年以上介護している家族（世帯全員が市民税非課税の方）に、年額10万円を支給します。

被災における利用料の軽減と保険料の減免

災害による家屋の損害や生計中心者の死亡などで収入が著しく減少した方に対し、被災状況や収入の内容により、利用料（自己負担額）や保険料を減免します。

●空間放射線量の測定結果（7月）

市内公共施設の定点測定場所で空間放射線量を測定した結果、全測定場所で除染実施区域となる基準の0.23マイクロシーベルトの4分の1程度でした。
申 環境政策課 ☎481-7087

